

(ご参考：7/9) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・毎月 11 日は[日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#) です。今月は日曜日です。

1. 経済再開・企業支援情報

(1) (再掲) 6/30 ワシントン州 経済再開へ向けて規制解除

ワシントン州ではワクチン接種率の上昇を受けて、6月30日、州内のパンデミックにかかる規制のほぼ全てを解除。一部の大規模な屋内イベント (屋内の閉鎖スペースでの1万人以上の参加者からなるイベント) での例外を除き、全ての業種において、パンデミック前と同様の収容人数での運用が可能となっている。

<再開ガイドライン概要 ([Washington Ready](#)) >

- ・ワクチンの接種確認/陰性検査：推奨されるが、大規模な屋内・屋外双方のイベントにおいて必須とはされない
- ・収容人数の制限：制限なし (1万人以上の大規模な屋内イベントを除く)

- ・物理的な距離の確保： 要件とされない
- ・フェイスカバー： 個別の事業で求められない限り、ワクチン接種を完了した者には必要とされない。
- ・旅行者： 米国疾病予防管理センター（CDC）の推奨事項に従うこと。

注）一部の例外として、学校や保育所では、フェイスカバーや物理的な距離の確保が要件とされる。

今回の発表に合わせて、州労働産業局の発行する雇用場所におけるガイドラインも改定され、ワクチン接種を完了した労働者がフェイスカバーなしで業務を行うための方法、労働者のワクチン接種状況を確認する方法、労働者がフェイスカバーを着用し続けなければならない場合の方法、及び職場での新型コロナウイルスの蔓延を防ぎ、雇用者を支援するためのその他のガイドラインについて説明している。

（２）ワシントン州商務局が中小企業と非営利団体向けの低金利ローンを開始

ワシントン州経済の再開にあたり、州商務局は、民間団体との提携により、従業員数 50 名以下で年間売上が 300 万ドル以下の中小企業及び非営利団体に向けた Small Business Flex Fund を新たに立ち上げた。コロナ禍の影響を受けた特に低所得コミュニティにおける企業や団体の救済を目的としており、該当企業及び団体は 3 パーセントから 4.5 パーセントの金利で最大 15 万ドルの融資を受けられ、期間は 60～72 か月となる。また、申請にあたっては、多言語での支援が可能。申請後に融資対象とならなかった場合には、その他の融資機関を探す支援も提供される。

（３）7/2 州知事 公共料金の支払猶予宣言の最終延期を発表

州知事は公共料金の支払猶予宣言を 9 月 30 日まで延長するとし、これが最後の延長となると 発表した。9 月 30 日は住居立ち退き一時停止宣言（（４）参照）の終了日であり、家賃・公共料金の猶予が同日に終了することとなる。

（４）（再掲）6/18・24 シアトル市・州知事 住居立ち退き一時停止宣言を 9 月 30 日まで延長

シアトル市のダーカン市長は 18 日、市内の居住者及び家主に対して総額 2,300 万ドルの家賃救済資金を提供することとし、住宅及び商業施設の立ち退き一時停止条例を 9 月 30 日まで延長すると発表。

また、インズリー州知事も 24 日の会見において、州の住居立ち退き一時停止宣言を同様に 9 月 30 日まで延長すると 発表。

(5) 日本のコロナ感染／緊急事態宣言等の状況

東京都に7月12日から8月22日まで緊急事態宣言が実施されることになったほか、7月11日までとされていた沖縄県の緊急事態宣言も8月22日まで延長されることとなった。

それぞれの措置の概要等は、[こちら](#)の内閣官房HPを参照。

東京	緊急事態宣言 8/22 まで
沖縄	
埼玉 千葉 神奈川 大阪	まん延防止等重点措置 8月22日まで
京都 兵庫 愛知 福岡 北海道	まん延防止等重点措置 7月11日まで

2. ワクチン関連情報

(1) 7/5 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況： 7月5日時点で、州全体で7,899,697回以上のワクチンが投与されており、これは州内で提供可能なワクチンの90.9%近くに相当する。なお、現在は過去1週間平均で12,661回／日の接種が実施されている。

また、7月5日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	全州民に対する割合	12歳以上の州民に対する割合
1回目のワクチン接種完了：約426万人	65.3%	55.7%
完全なワクチン接種完了：約388万人	50.8%	59.5%

(2) シアトル市 野外音楽イベント

シアトル市のダーカン市長は、臨時ワクチン接種場（下記表参照）でワクチンの接種を行った先着100名に対して、今年9月にシアトルセンターで開催される野外音楽イベント「デイイン・デアウト（Day In Day Out）」の一日無料チケットを配布することを発表。接種率が伸び悩んでいる若年者層へ働きかけることを目的としている。接種場ではジョンソン・エンド・ジョンソン社およびファイザー社のワクチンが提供される予定。

ワクチン接種場所およびオープン時間は次表の通り。

接種場所	時間
------	----

Hing Hay Park, 423 Maynard Ave S, Seattle, WA 98104	7月17日(土)、18日(日) 午前11時～午後7時
Occidental Square, 117 S Washington St, Seattle, WA 98104	7月24日(土) 午前10時30分～午後3時
Westlake Park, 401 Pine St, Seattle, WA 98101	7月25日(日) 正午～午後8時

(3) 日本のワクチン接種状況

[首相官邸のホームページ](#)では、日本のワクチン接種状況について公表している。日本時間7月7日時点で、合計54,847,156回、うち高齢者へは39,705,778回分のワクチン接種を実施。ワクチン接種率は1回目の接種が22.47%、2回目の接種が11.8%となっている。

3. ウェビナー情報

(1) (再掲) ジェトロ主催「オンライン・ヘルスケア・コンベンション」(7月14日、15日 (PDT))

ジェトロにより、7月14日、15日の2日間、デジタル・ヘルス、ヘルス・デバイス/マテリアル、創薬、サイエンス・パーク等のトピックに焦点を当てたオンライン・コンベンションが開催されます。日本企業から新たなテクノロジー等について紹介されるほか、米国側の参加者に対し、日本市場への参入方法、FDAによる規制関連、日米の機関による高度な研究開発に関する考察等が提供されます。詳細はこちらをご確認ください。

日時： 7月14日及び15日 いずれも17:30～18:30 (太平洋時間)

参加費： 無料 (ただし、事前登録が必要)

登録： [こちら](#)のサイトから (締切：7月13日17:00 (太平洋時間) まで)

(2) (再掲) 在ナッシュビル日本国総領事館共催「揺らぐ国際情勢～米中欧のホンネ～」(7月16日 (PDT))

在ナッシュビル日本国総領事館とNPO法人CEPEXの共催により、商社系シンクタンクである双日総合研究所の研究員の3名からの米中欧を中心とした国際情勢に関する解説や情報提供、質疑応答を内容としたオンラインイベントが開催されます。

日時： 7月16日(金)17:00～18:20 (太平洋時間)

参加費： 無料

登録： [こちら](#)のサイトからご登録ください。(7月9日まで)

引き続きよろしくお願いたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107